

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第83準備書面

－避難困難性の敷衍（避難所の問題点について）－

2021年（令和3年）8月31日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では、有機農業生産者の避難困難性について述べる。

第1. 原告吉永剛志の役職等

原告吉永剛志は、京都市にある NPO 法人使い捨て時代を考える会の常任事務局と、この NPO がつくっている有機農産物宅配会社、安全農産供給センターの役員を努めている。NPO 法人使い捨て時代を考える会の会員数は1500人程度である。NPO 法人使い捨て時代を考える会は、有機農産物を扱っているため、同会の常任事務局である吉永剛志は、京都近辺の有機生産者やそれにとどまらず農業関係者と話をする機会が頻繁にある。

第2. 有機生産の特徴と生産者の増加

有機農業は、無農薬・無化学肥料で、小規模多品目の栽培をする農法である。過度な農薬と化学肥料は、人にも自然にも害を与えるため、人間にも環境にも優しい農業として生まれたのが有機農業である。

いま京都の北部には、京都府内外から I ターンの若い有機生産者たちが、どんどん生まれている。2017年11月に百姓一喜という集まりが、使い捨て時代を考える会所有の南丹市交流の家でもたれ、京丹後、舞鶴、綾部、南丹、亀岡などなどから110人もの人が集まった。これら生産者を結び、点を線にして、京都市の消費者に野菜を届けようとするキョートオーガニックアクションという団体も生まれている。

慣行農法の従事者が高齢化、後継者不足に悩む中、有機農業・自然農法に希望を持って就農してくる若者が増えている。原告吉永剛志は、環境的にも経営的にも持続可能有機農業というのは魅力的で、困難もあるだろうが、仕事に誇りを持って取り組みたいからこの道をあえて選んだ、そういう声を直接聞いている。

第3. 原発事故が起きた場合の避難困難性

1 福島有機農家の例

原告吉永剛志は、2011年3月11日直後、つきあいのある福島の有機農家を訪れた。原告吉永剛志が福島で見た生産者は、高額の代金を払い、放射能検査はしているにもかかわらず、すでに、今まで築いた供給ネットワークを「安全ではないから」と言う理由で半分以上失っていた。彼らにまったく原因のない原発事故で、今まで築き上げてきた仕事の成果を毀される。安全/安心なものをつくろうと人より一生懸命だったからこそ、原発事故は一層打撃が大きいものとなった。

2 大飯原発事故が起きた場合の避難困難性

有機栽培をするための土壌をつくるのには、始めるだけでも数年の期間が必要であり、毎日、土の手入れをしなければならず、有機栽培をする土壌の土作りには終わりは無い。また、作った野菜を売る顧客は、基本は、口コミである。すぐに、顧客が獲得出来るわけではない。長い年月を掛けて、信頼を勝ち取りながら、野菜を売ることになる。

したがって、仮に、大飯原発で事故が起こり、琵琶湖が汚染され、京都の田畑が汚染された場合、今まで苦勞して育てあげてきた土壌をすて、土地を移動し、一から、別の土地で農業を非常に困難である。

原告吉永剛志の知っている南丹市胡麻の13代にわたる農家で、自分の代になって有機農業に転換し、京都府の有機農業農政「人と環境にやさしい農業推進プラン」策定にも参加した者がいる。20代前半の娘が、後を継ぎたいと就農している。彼らは、とても自分の土壌を大事にし、水の管理やほかの集落の人とのつながりを大事にしてきたのである。

そういう彼らが、原発事故が起きた場合に、今まで築いてきた土壌、供給先（顧客）をなど全て捨てて、避難することなどできない。

第4. まとめ

以上のとおりであり、根本的な解決のためには、原発自体を廃炉にするしかない。

以上